

平成30年度大磯町教育委員会第1回臨時会議事録

1. 日 時 平成30年7月26日（木）
開会時間 午前10時30分
閉会時間 午前11時15分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階 第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
長 嶋 徹 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
仲手川 孝 教育部長
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
鳥 海 淳 一 学校教育課教育指導係副主幹
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 10名
6. 付議事項
議案第7号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
議案第8号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第9号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
7. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、平成30年度大磯町教育委員会第1回臨時会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項3件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。暫時休憩します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

議案第7号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) 議案第7号、平成31年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、平成31年度大磯町立中学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料3ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。

第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料4ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。

恐れ入りますが、議案の別紙2、「平成28～31年度使用 中学校教科用図書」の表をご覧ください。表のうち、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭及び外国語の各教科につきましては、平成28年度に使用してから3年目でございますので、平成31年度までは同一の教科用図書を採択することになります。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとなりますが、現時点でそのような状況にはなっておりません。

したがいまして、平成31年度に大磯町立中学校で使用する教科用図書のうち、国語から外国語までの教科につきましては、昨年度と同様、議案の別紙2のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

次に、別紙1の『平成31・32年度使用中学校「特別の教科 道徳」』教科用図書の採択につきまして、補足説明をさせていただきます。教育部長の提案理由にもございましたとおり、同じく説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、また同法施行令第15条2項及び3項の規定により、新たに2年間使用するための「特別の教科 道徳」1種の教科用図書を採択するものでございます。

ここで、「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に係るこれまでの経緯の概要につきまして、補足説明いたします。まず、資料の5ページをご覧ください。道徳の教科用図書として、今回はこの8者のなかから1者を採択しようとするものでございます。

資料の2ページをご覧ください。5月17日の教育委員会定例会におきまして、平成31年度大磯町立小学校および中学校で使用する教科用図書の採択方針について決定いたしました。また、大磯町教科用図書採択検討委員会を5月9日と7月10日の2日間に渡り開催いたしました。第1回の検討委員会では、教科書の定義について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等について事務局より説明し、小学校及び中学校教科用図書の調査研究の方法についてご承認いただきました。第2回の検討委員会では、まず中学校「特別の教科 道徳」については、中地区3市2町が共同で調査研究し

た結果を、代表の調査員より報告・説明を行ないとともに、その調査研究結果報告と神奈川県教育委員会による教科用図書調査研究の結果をもとに、検討委員に協議していただきました。そしてそこには教育委員の皆さまにもオブザーバーとしてご参加いただくとともに、書面でも協議内容について報告させていただきました。他にも、教育委員の皆さまには、県や中地区3市2町の調査研究結果を参考に、すべての教科用図書について、それぞれ研究していただいたほか、学習会を開催して、教科用図書についての理解を深めていただきました。

そのような経過を踏まえた結果、道徳の教科用図書につきましては、議案別紙1のとおり、「光村図書出版株式会社」の発行する図書を提案させていただきました。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答)

教育長) 平成31年度使用中学校教科用図書についての提案がありました。

まずは別紙2の中学校教科用図書のうち、平成28年度から採択されている「国語」から「外国語」までの9教科については、特に問題はないかと思いますが、何かご質問があればお願いいたします。

青山委員) 今の説明の内容から、特に質問はございません。発行者についても問題がなく、また、学校現場からも特に大きな問題も出されていないということで、従来の同じ教科書を採択してよろしいのではないかと考えております。

長嶋委員) 同様の意見です。

曾田委員) 同じです。

トーリー委員) 私も同じです。

教育長) 次に、「特別の教科 道徳」中学校教科用図書については、事務局からの提案は先ほどの説明のとおり、「光村図書出版株式会社」の発行する図書でございますが、新たな採択となりますので、資料の5ページでございます教科用図書一覧表を参考にしながら、慎重にご審議願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

青山委員) 今回、新たに中学の道徳の採択ということになりました。採択する前に、何を私として基本に考えて教科書を見ていったらいいかという部分について、少し触れさせてもらいたいと思います。

どの教科書がよいかと考える前に、大磯町でどのような児童・生徒を育てていきたいかというところからスタートいたしました。大磯町には教育大綱の基本理念として、「いのちと心」という言葉を置いております。また、その基本目標の中に、共感力を育むんだということを明記しております。伝え合って、お互い理解し合い、そして、相手を思いやる心を育みましょうということを目標にしております。

これをベースにしまして、生徒が新しい道徳の教材を通して、道徳的な問題を自分のこととしてどれぐらい引き寄せて考えることができるか、そのような教科書を候補に挙げていきたいと思っております。

曾田委員) 今、青山先生のほうからお話ございましたけれども、やはりこの町の教育大綱が「いのちと心」、非常に大自然の中で、恵まれた地域に住んでおりますので、それと同時に、文化を育む意味で私も選定したのですが、こういう中で、ある程度自分の意見を先に述べさせていただきたいと思っていま

すが、少年期から青年期に移行する、人生多感な時期に道徳という教科書を勉強するというのは、最も大切なことではないかと理解しております。自分も振り返ったときに、もう少し時代が違いますけれども、道徳に対する、今、大分変わりつつありますので、こういう多感な時期に道徳を勉強するのは最も大事な部分ではないかと思っておりますので、まず第1に、私が選ぶ大きな理由としては、異文化に対する視点をどういうふうにそれぞれの教科書が注いでいるかということを考えました。

異文化を勉強するというのは、人と文化、それから、風俗習慣などいろいろなことが違います。県と県の違いもありますし、例えば、夫婦間でも地方から来た人と時代や育った場所が違えば、相当な問題がそこにも生じます。そこをどういうふうに理解していくかということは最も基本的なことです。その異文化をどういうふうに理解して勉強させていくのか、あるいは、自然に身につけさせていくのか、そういう点を私は第一に見ました。実は一番異文化に近寄れているのが光村出版ということでございましたので、私はそれを挙げました。

それから、もう一つ、国際人を育てるという意味で、学研の教科書がございまして、これも当時、嘉納治五郎先生を題材にした部分がありまして、オリンピックを早く日本に導入する、そういったくだけりから見ても、いろんな角度から、世界の中に日本がどういう立場にいることができるかということも考えて教科書づくりをする、その意味で力が注がれているところを中心に探したわけです。そういう意味で、私は、特に光村のほうが異文化を知る分には十分な力を注いでいたのではないかと感じましたので、繰り返しになりますが、挙げさせていただきました。

長嶋委員) 先ほど事務局からご説明ありましたように、選択の経過にのっとして、私も選択するに当たって、各社8社の教科書をじっくり読ませていただきました。それぞれの観点から本当によくできているなどと思います。これを絞り込んでいくにはということで、先ほど説明のあった、町の教科用図書採択委員会のご意見、傍聴をさせていただきました。やはり現場で先生と保護者の意見を伺ってございまして、やはり1年間の間に限られた時間数、日数の中で、しっかりどれだけ消化できるかということを考え、幾つかの会社に絞らせていただきました。

その後、参考になったのは神奈川県教育委員会が出した研究調査の結果ということで、取り上げている各項目のどこに各社が重点を置いているのか、その辺の比率で、大磯町の先ほど言った教育大綱にのっとして、かなり大磯町との、2校ですので、また、地域性、環境等が東西に海と山に挟まれた場所での、あまり繁華街とかそういうものがないという児童たちに対してどれがいいか、3つぐらいのすばらしい会社に絞らせていただきました。

学研さんなんかもバランスがよく、いろいろなことで平均的でわかりやすいつくりになっているかなと思いますし、また、学校図書さんは、非常にみずからの考えを深めて整理する工夫という観点からみれば、すばらしくとっていますけれども、もう一つ、光村図書もそういう流れ、大磯の地域性、住環境、そういうものに合ったまとまりのある特色のある内容かなと思います。また、小学校で光村さんを使っているのです、そういう部分の継続性、一貫性というものを一つの大きなメリットというか、先生も指導しやすいということがあるのかなと考えて、最後、絞りたいなと感じました。

トリー委員) 私は、教育委員の中でも保護者代表というような立ち位置ですので、ちょっと保護者目線で検討委員会のときもお話を聞かせていただいていたいました。

検討委員会では、まず、版型、大きいか小さいとか荷物の面で、中学生は多くなってくるので、その辺はどうだと。特にそれにはこだわらないというご意見がほとんどだった。

あとは、最近のお子さんなので、視覚的に訴える、見やすさというもの、そういう点からも各社、とても本当に甲乙つけがたく工夫されているのですけれども、イラストとか漫画ですとかデータですとか、そういう部分で、選定がとても難しかったのです。目を通させていただきましたが、どこの教科書と決めるのが酷といいますか、全部使いたいぐらいなのですけれども、どうしても絞り込まなければならないという部分で、大磯は小学校でも光村を使っていますので、その流れというのでしょうか、そういうものを考えたときにも、中学でも光村さんと子どもは親しみやすく入りやすいのかなという部分と、あと、先生方も読みなれている、使いなれている部分もあるかと思うんですね。あと、別冊のこともかなり話題になりましたが、別冊があるとなしかな、若い先生方が多くていらっしゃるので、それに沿って授業を進めやすいという利点もあるのですが、あとは、逆にそれにとらわれて、形が決まった授業になってしまうのではないかと。もうちょっと授業の幅を持たせるにはどちらがいいのかという部分も、私も考えました。

ただ、もう中学生ですので、やはり先生方にそれぞれ幅を持たせた授業の中で、子どもたちに考えさせていっていただきたいというのが、これは親目線ですけれども、そういうところで絞り込ませていただきまして、学研さんなんかも、教材をつくるのはとてもすばらしい会社なので、とても悩んだんですけれども、ほかにも学校図書さんもそうですし、日本教科書さんもそうですし、本当に甲乙つけがたかったのですが、最終的に、小学校間の流れも考え、あと、大磯の子どもたちという部分で、先ほどちょっとお話も出ました異文化のことですとか、そういう部分で光村さんに私も選ばせていただきました。

青山委員) 今回、8社の教材について、中身一つ一つの教材は検定も通っておりますし、異論を申し上げる部分はありません。そういう中で、何に注目して研究するかという部分ですけれども、私なりに2点ほど注目する部分がありました。

1つは、一つの教材について、学習の目安がどのように示されているか。もう1つは、教材の後に設問、それを書くこと、そういうものをどのように配置していくか、その2点です。

この2点は、子どもたちが教材を通して考えを深めていくという作業と、それから、先生が指導を工夫していく部分で、どれぐらい幅を持ってゆとりを持って、なおかつ子どもたちに考えを深めさせていくか、そのことを有効に行うためにうまく配置されているのかがいいのではないかと見てきました。

学習の目安については、わかりにくい社もありましたけれども、ほとんどが10文字から20文字ぐらいで示されています。特に、教育出版などは問いかける形で、子どもたちが、こういうことを考えて教材を読んでいけばいいのだなという目安が導入としてわかりやすくなっているなど感じております。

それから、教材の後の設問のあり方については、分冊があります日本教出版さんや廣済堂さんなんかは非常に充実しています。また、分冊ではあり

ませんけれども、ほかの6社も、考える、話し合う、深めていくという流れを示して、非常に工夫されていると思います。その中でも、学校図書さんが教材の登場人物を読む生徒自分自身と置きかえて考えさせる形がはっきりしていると思うのです。その後に意見交換ということ必ず明記しているという部分、これは町が目標にしています、伝え合って、そして理解し合うという考え方と通じるものがあると思いました。

それから、その中で、最後に書くという活動も皆さん触れていますが、書くという部分については、やはり分冊の社のものがすぐれているのですけれども、週に1回の授業の中で、道徳をどのように進めていくかという部分では、話し合い、考えを深め、なおかつ、書いて記録していくというものがバランスよく一冊の中で組み入れられているのがよろしいのではないかと考えました。

そういう中から、私としては学校図書出版、それから、光村出版を候補に挙げていきたいと思います。

曾田委員) 今、いじめがいろいろ問題になっていますけれども、これは今に始まったことではなくて、従来からずっとあるわけです。ところが、もう少し狭い社会のときのいじめと、今、広がった社会のいじめとまた質がちょっと違ったように思っているのですが、そういう中で、異文化を知ることがどれほど役に立つのか、人を知ることが人間関係のどれだけ役に立つかという意味で、私はいじめも含めて、なくなるための、なくすための努力は異文化を知ることだと。そうしないと人の理解はできないだろうという視点で決めたつもりであります。

トリー委員) 私も今、異文化のお話が出ましたけれども、異文化だけでなく、例えば、今朝もテレビのニュースで自民党のさる女性議員の方がLGBTの方に対してちょっと差別的な発言があって、全部削除しましたとかいろいろやっていたけれども、自分との違い、いっぱい違う人が世の中にはいる、考え方もそれと同時にいろんな考え方があるという相互理解はこれからどんどんボーダーレスになっていく時代の中で必要だと思うのですね。そういう意味で、とても光村さんはバランスよく教材として扱っていたなというところが私の選定理由の一つと、あと、先ほど書くお話にもなりましたけれども、書くのが早くて得意なお子さんと苦手なお子さんというもので、書くものがあるのがいいのかどうか、本当に難しいですね。先生方、それがあるとすごく授業が進めやすいっていう若い先生方もいらっしゃるでしょうけれども、書くことにあまりとらわれると、書くことが苦手なお子様はその作業で時間を取られて、本来の道徳の中の話し合いの時間、そういうものがちょっとないがしろになってしまうのかなという懸念と、そういう部分もございました。

最終的に、悩んだのですけれども、光村さんのほうを選考させていただいたということです。

長嶋委員) 世の中、情報化という形でスマホなんか普及していますけれども、道徳の教科に期待するのは、アナログ的な部分が大切なのかなと私は期待します。やはりスマホなんかは便利ですけども、自分の好きな情報を、嫌いな情報を排除するとか、嫌いな人との人間関係も、そういう部分があまりできなくなる、そういうことを心配して、道徳の授業に期待している部分があります。そういう部分で、選択したいというふうに感じました。

教育長) ありがとうございます。いろいろご意見をいただいていますけれども、そのほかいかがでしょうか。

大磯の子どもたち、中学生が使う道徳の教科書について、大磯の教育委員の視点の中でもご意見があったという感じでありますけれども、そのほかございましたらお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案7号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思います、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第7号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

議案第7号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択といたします。

議案第8号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) 議案第8号、平成31年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、平成31年度大磯町立小学校で使用する教科用図書を採択するものです。

恐れ入りますが、説明資料3ページ・4ページをご覧ください。

まず別紙2の「特別の教科 道徳」教科用図書の採択につきましては、昨年度採択を行ったこと、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条2項及び3項の規定に基づき、平成31年度までは同一の教科用図書を採択することになります。

なお、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択することとなりますが、現時点でそのような状況にはなっておりません。

次に、「特別の教科 道徳」を除く平成31年度に大磯町立小学校で使用する教科用図書について補足説明させていただきます。

議案の別紙1、「小学校教科用図書」の表をご覧ください。表にございます、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科につきましては、平成26年度に採択されてから4年目でございますので、新たに教科用図書を採択する必要がございます。

しかしながら、昨年度の教科用図書書検定では新たな申請図書がなかったこと、また新学習指導要領の内容を踏まえた教科用図書は、来年度の採択で改めて審議されることとなります。従いまして、今回は、現行の検定合格図書の中から1年間使用するための教科書を採択することとなります。

したがって、「特別の教科 道徳」を除く平成31年度に大磯町立小学校で使用する教科用図書として、国語から体育までの教科につきましては、議案別紙1のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

資料の2ページをご覧ください。採択までの大きな流れについては先ほどの議案第7号で説明したとおりとなります。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いたします。

質疑応答)

教育長) 平成31年度使用小学校教科用図書についての提案がありました。まずは別紙2の平成30年度から使用されている「特別の教科 道徳」小学校教科用図書については、特に問題はないかと思いますが、何かご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に、「特別の教科 道徳」以外の小学校教科用図書については、事務局からの提案は先ほどの説明のとおり、別紙1のとおりでございますが、慎重にご審議願いたいと思います。よろしくお願いたします。

青山委員) 今、説明がありました中に、検定に新たな教科書の申請がなかったというお話がありました。あと、新しい学習指導要領がもう一年できるということで、その中で、あと1年もまた新たな教科書に変えてやる必要があるのかという部分があると思います。それと、今使っている教科書が現場で何か問題があるのかという部分、この2つがあると思います。教科書の検討委員会というのがございましたが、そこで学校現場でどういう様子なのかということをしていろいろお話を聞くことができました。一つ一つの教科について、先生方がどのように思っているかということ、非常に丁寧に話が聞けたと思います。

また、その内容と、あと、4年前に教育委員会で現行の教科書を採択したときに、さまざまな理由があります。この教科書はこういうところがいいからこの社にしましょうという話がありました。その両方を頭にとどめまして、大磯町の図書館には教科書が全て並んでいますから、その中身を再確認というんでしょうか、再度見させていただいた中で、ここで教科書を変えることは子どもたちにとってメリットは一つもないでしょうというような考えに至りました。事務局からの提案のとおり、現行の教科書でやってよいのではないかと思います。

長嶋委員) 同意見です。

曾田委員) 同意見です。

トーリー委員) 同意見です。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第8号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第8号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

議案第8号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択といたします。

議案第9号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) 議案第9号、大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、同法施行令第14条並びに学校教育法附則第9条の規定により提案するものです。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の中から、教科用図書を選定することができます。

昨年度に引き続き、一般図書のご審議をお願いしますが、視覚障害のお子さんへの支援として拡大教科書を選定しております。これは学校と保護者との教育相談や関係機関からの意見を伺いながら、お子さんのニーズに合わせた教科用図書を使用することが望ましいと判断したためです。

従いまして、別紙のとおり「特別支援学級で使用する教科用図書一覧」として提案し、採択したいというものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、文部科学省の検定を経た教科用図書以外の図書を選定する場合は1年ごとの採択となります。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答)

青山委員) 今、説明の中に、保護者や関係機関と話し合っ、今回、この提案をしているということがございました。昨年度に引き続きということで、1年前にも拡大教科書について審議した内容だと思います。この1年間、当該のお子さんが拡大教科書で積極的に学習できていますか、どうでしょうか。

鳥海副主幹) 昨年度、就学相談を受けて今年度学習しているところなのですが、お子さんについて、元気に他のお子さんとともに学びの場が保障されていますので、適切であったかと思えます。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案9号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思います、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第9号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

(その他)

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) 次回の教育委員会定例会は、8月22日、木曜日、午前9時30分から、大磯町郷土資料館会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成30年度大磯町教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成30年8月22日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____